

商船三井客船株式会社

船長（当時） あて

国土交通省海事局

安全政策課長 石原 典雄

客船「にっぽん丸」の海難事故にかかる不適切事案について（文書警告）

平成 30 年 12 月 30 日（日）、商船三井客船株式会社（以下「会社」という。）が運航する客船「にっぽん丸」が、グアム島アプラ港において、出港時、船体後部を栈橋に接触した。

本事故について国土交通省が調査したところ、にっぽん丸の船長であった貴殿は、グアム島アプラ港において、出港時、自ら操縦装置（ジョイスティック）を操作して操船していたが、航海計器を確認することなく操船したために、船を前進させるべきところ、誤って後進させ、さらに、船長の操船の誤りに気づいた航海士からの注意も聞かずに後進を続け、同日 21 時 14 分ごろ（現地時間）、船体後部を栈橋に接触する事故が発生した。このことは、航海計器の使用により船舶の位置、針路等を確認することを怠ったものであり、船員法（昭和 22 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 14 条の 4 に基づく法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 3 条の 5 により定める航海当直基準（平成 8 年運輸省告示第 704 号）に違反する。

さらに、貴殿は、船長という航海当直基準の遵守に責任を負う立場にありながら、会社が乗組員に対する飲酒管理を定めた規程に違反して、出港時の航海当直開始約 3 時間前まで機関長（当時。以下同じ。）と共に飲酒を行っていた。この結果、酒気を帯びた状態（※）の機関長を航海当直に就かせたことは、航海当直基準に違反する。

これらの違反行為は、多数の乗客を危険にさらし、船舶の安全運航に対する信頼を損ねるものであり、極めて遺憾である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに警告する。

(※) 機関長の酒気帯び状態について

機関長の供述によれば、機関長は、同時刻においてビール1缶（350ml。アルコール度数5%）の約半分及びハイボール1缶（350ml。アルコール度数9%）を飲酒した。

飲酒量と飲酒時刻等から呼気中のアルコール濃度等を算出するウイドマーク計算法により、航海当直を開始した時点の呼気1リットル中のアルコール濃度を算出したところ、機関長は少なくとも0.04mg/l以上であり酒気帯び状態と認められる。

以上